

## 呉市一般廃棄物処理基本計画（案）について

### 1 計画策定の基本事項

（本編 第1章 P1～P4）

#### (1) 計画策定の趣旨・目的

平成19年3月に策定した呉市一般廃棄物処理基本計画（平成19年度から令和3年度までの15年計画）は令和3年度末で計画期間が満了するため、その内容を見直し、令和4年度を始期とする新たな呉市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。本計画の策定に当たっては、環境省の示すごみ処理基本計画策定指針（以下「指針」といいます。）等を参考にするとともに、呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年呉市条例第16号）第5条に規定する呉市廃棄物審議会の意見などを踏まえ、循環型社会の実現に向けた基本的な方針を定めます。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定に基づく法定計画で、第5次広島県廃棄物処理計画（令和3～7年度）及び上位計画である第2次呉市環境基本計画等を踏まえ、循環型社会の実現に向けて一般廃棄物の処理を長期的・総合的な視点に立って計画的に推進するために策定するものです。

#### (3) 計画期間

本計画の計画期間は、社会・経済情勢の変化に適応したものとするため、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、中間年度の令和8年度に見直しを行います。また、関係法令の改正の動向や国の方針などを注視し、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

### 2 呉市の概況

（本編 第2章 P6～P10）

本市の人口動態、年齢別人口、産業の動向について整理しています。

### 3 ごみ処理の現況

(本編 第3章 P11~P37)

#### (1) ごみ処理の実績

ごみ総排出量，一人1日当たりのごみ排出量，リサイクル率，最終処分量及び最終処分率について平成28年度から令和2年度までの過去5年間の実績値を整理しています。傾向として，ごみ総排出量は減少傾向にありますが，一人1日当たりのごみ排出量はおおむね横ばいで，うち家庭ごみは微増傾向にあります。また，リサイクル率は低下傾向，最終処分量及び最終処分率は年度ごとに増減がありますが，令和2年度は平成28年度以降で最も低い数値となっています。

【ごみ総排出量（ごみ種類別）】 (t/年度)

年度 項目	H28	H29	H30	R元	R2
可燃ごみ	60,857	60,367	59,356	59,563	57,453
不燃ごみ	3,647	3,803	3,541	3,603	3,740
粗大ごみ	4,645	4,960	4,825	5,305	5,754
資源物	6,729	6,539	6,242	6,144	6,153
有害・危険ごみ	168	134	110	133	126
直接埋立ごみ	25	27	30	27	38
資源集団回収	4,110	3,925	3,661	3,502	2,893
合計	80,181	79,755	77,765	78,277	76,157

【一人1日当たりのごみ排出量】 (g/人・日)

年度 項目	H28	H29	H30	R元	R2	
全国平均	家庭ごみ	646	641	638	638	
	事業ごみ	278	279	280	280	
	小計	924	920	918	918	
広島県平均	家庭ごみ	556	557	557	559	
	事業ごみ	333	334	344	340	
	小計	889	891	901	899	
呉市	家庭ごみ	656	660	650	663	675
	事業ごみ	292	296	295	299	279
	小計	948	956	945	962	954

【リサイクル率】 (t/年度・%)

年度 項目	H28	H29	H30	R元	R2
再資源化量	8,598	8,403	8,138	7,496	7,077
資源集団回収量	4,110	3,925	3,661	3,502	2,893
合計	12,708	12,328	11,799	10,998	9,970
ごみ総排出量	80,181	79,755	77,765	78,277	76,157
リサイクル率	15.8	15.5	15.2	14.1	13.1

【最終処分量・最終処分率】 (t/年度・%)

年度 項目	H28	H29	H30	R元	R2	
センターンレ	溶融スラグ	2,736	2,839	2,153	2,929	2,234
	固化物	1,620	1,776	957	1,305	1,658
	不燃物	3,228	3,297	4,244	3,340	2,971
	直接埋立ごみ	(25)	(27)	(30)	(27)	(38)
	小計	7,584	7,912	7,354	7,574	6,863
環境共生	焼却残さ量	118	126	128	124	116
	破碎不燃物等	2	2	1	2	0
	小計	120	128	129	126	116
合計	7,704	8,040	7,483	7,700	6,979	
最終処分率	9.6	10.1	9.6	9.8	9.2	

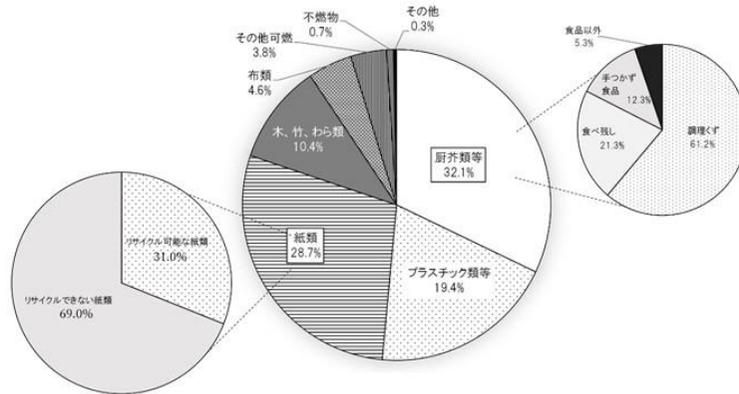
## (2) ごみの組成

### ア 家庭ごみ調査

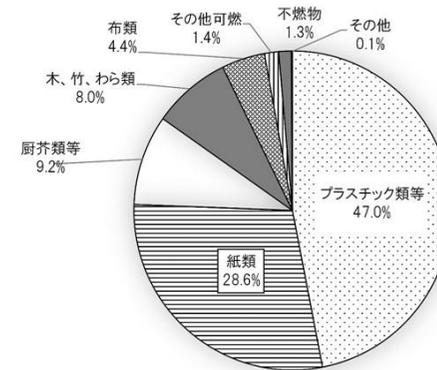
可燃ごみの重量比での組成は、<sup>ちゅうかい</sup> 厨芥（調理くずなどの生ごみ）類等 32.1%，次いで紙類 28.7% の順で高い比率となりました。可燃ごみの水分量調査において、水分量が多い組成は厨芥類等が 78.1%，次いで木、竹、わら類が 74.8% でした。容積比での組成ではプラスチック類等が 47.0% と最も高い比率となりました。

不燃ごみの重量比での組成は、有害ごみ・危険ごみが 1.0%，資源物であるびん・缶類が 15.8%，可燃ごみが 13.0% 混入していました。

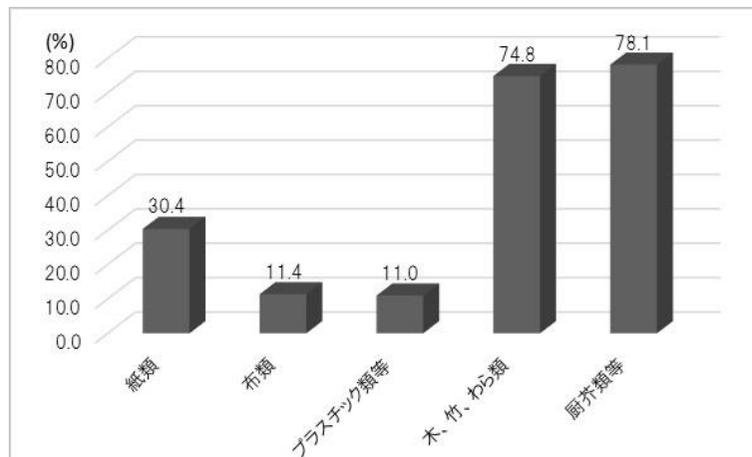
【家庭ごみ中の可燃ごみ重量比調査結果】



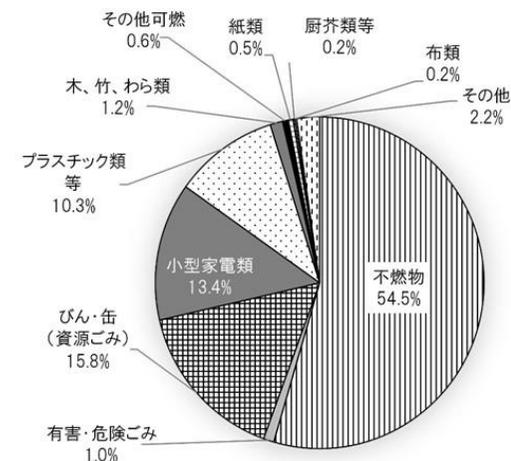
【家庭ごみ中の可燃ごみ容積比調査結果】



【家庭ごみ各組成に含まれる水分調査結果】



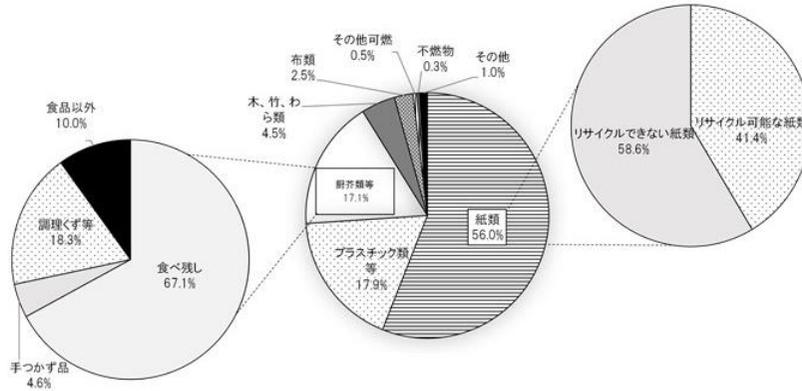
【家庭ごみ中の不燃ごみ重量比調査結果】



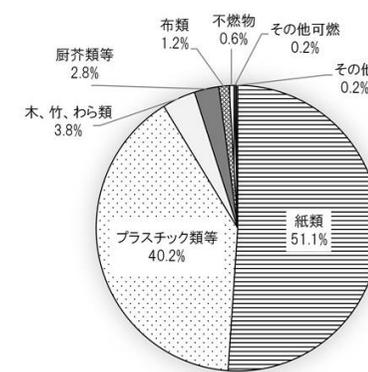
## イ 事業ごみ調査

事業ごみの重量比・容積比ともに紙類が最も高い割合を占め、次いでプラスチック類等となりました。紙類には、リサイクル可能な紙類が41.4%含まれていました。

【事業ごみの重量比調査結果】



【事業ごみの容積比調査結果】



## (3) ごみ処理経費

ごみ処理費は、平成23年度から令和2年度までの過去10年間の実績値を整理しています。平成26年度以降、ごみ処理及び維持管理費は減少傾向で、同様に、市民一人当たりのごみ処理及び維持管理費も減少傾向にあります。

【ごみ処理費の推移】

年度		H23	H24	H25	H26	H27
項目	億円/年	33.27	32.45	31.42	34.46	34.40
ごみ処理及び維持管理費	万円/人・年	1.38	1.34	1.32	1.46	1.47
市民一人当たりのごみ処理及び維持管理費						
年度		H28	H29	H30	R元	R2
項目	億円/年	34.15	32.73	29.73	29.01	27.33
ごみ処理及び維持管理費	万円/人・年	1.47	1.43	1.32	1.30	1.25
市民一人当たりのごみ処理及び維持管理費						

(1) 数値目標の達成状況

ごみの総排出量は、平成27年度から毎年1,000t程度減量していることから、令和3年度の目標数値を達成する見込みです。最終処分量も平成28年度から令和2年度の平均で年間181t減量していることから目標達成が見込まれる一方で、一人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の目標達成は困難であると考えられます。

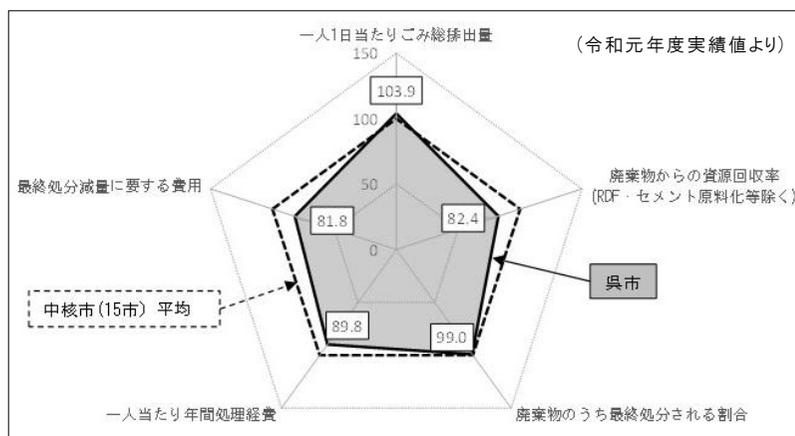
【前計画の目標達成状況】

項目	基準 H27	実績 R2	目標 R3	目標達成(見込み)
ごみ総排出量	82,188t	76,157t	75,547t	達成見込み
一人1日当たり のごみ排出量	964g	954g	944g	達成困難
リサイクル率	16.6%	13.1%	16.6%	達成困難
最終処分量	7,435t	6,979t	6,799t	達成見込み
最終処分量	9.0%	9.2%	9.0%	達成困難

(2) ごみ処理状況の他市との比較

「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和元年度実績版)」を用いて全国の15の中核市と比較を行い、本市の一般廃棄物処理システムの評価を行いました。一人1日当たりごみ総排出量については、比較した中核市より良好ですが、廃棄物からの資源回収率、廃棄物のうち最終処分される割合、一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用については比較した中核市より劣っています。

【一般廃棄物処理システムの比較結果】



【各指標の見方】

指標	指数の見方
循環型社会形成	一人1日当たりごみ総排出量 指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなり、良好と判断される
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) 指数が大きいほど、資源回収率は高くなり良好と判断される
	廃棄物のうち最終処分される割合 指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなり良好と判断される
経済性	一人当たり年間処理経費 指数が大きいほど、一人当たりの年間処理経費が少なくなり良好と判断される
	最終処分減量に要する費用 指数が大きいほど、最終処分量の減量にかかる費用が少なくなり良好と判断される

### (3) ごみ処理の課題

#### 【課題1 ごみの発生抑制・減量化】

- ・ごみの組成調査の結果、可燃ごみ（重量比）の上位3品目は、家庭ごみ・事業ごみとも、厨芥類等、紙類、プラスチック類等であることから、効果的なごみの発生抑制には、この上位3品目についての対策を実施する必要があります。
- ・ごみの発生抑制がクローズアップされますが、ごみを出さない生活をするには、ごみとなるものを家庭に持ち込まないことも、ごみの発生抑制と同様に重要であることを情報発信する必要があります。

#### 【課題2 ごみの分別・資源化・適正処理】

- ・家庭及び事業所から多く排出される紙類のうち、リサイクル可能な紙類が高い割合を占めています。そのほかにもリサイクルが可能なものも、可燃ごみとして排出されていることから、一層の分別を徹底し再資源化を推進する必要があります。
- ・資源集団回収では、少子高齢化の進展などによる実施団体数の減少に伴い回収量が減少していることから、資源集団回収を活性化するための措置を講じる必要があります。
- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）の成立により、あらゆる主体においてプラスチック資源循環等の取組を促進することから、本市においても積極的に取り組んでいく必要があります。
- ・ごみの組成調査の結果によれば、家庭ごみにおける不燃ごみには有害・危険ごみが含まれています。全国的にリチウムイオン電池などの危険ごみの混入が原因と考えられる収集車や処理施設での火災が発生しており、本市においても同様の火災が発生しています。安全なごみ収集やごみ処理のため、適正な分別を徹底する必要があります。
- ・不法投棄及び野外焼却は依然としてなくなるという状況のため、継続して廃棄物の適正処理に向けた対策が必要です。
- ・ごみの分別・資源化・適正処理を推進していくため、市民・事業者に広く各種取組の普及啓発を行っていく必要があります。

#### 【課題3 安定的で効率的なごみ処理体制】

- ・これまで経験したことのない社会的変化（新型コロナウイルス感染症の拡大や自然災害の発生等）を迎えている中でも、その変化に柔軟かつ迅速に対応できるごみ処理体制を整備する必要があります。具体的には、大規模な自然災害に備えるため、発生する災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うことができる体制を整備する必要があります。
- ・本市のごみ処理施設は建設後相当の年数が経過しているため、環境負荷の低減やコスト削減等に配慮しつつ、ごみ処理施設の整備及び統廃合を計画的に推進する必要があります。

## 5 人口及びごみ排出量の将来推計

(本編 第5章 P44～P45)

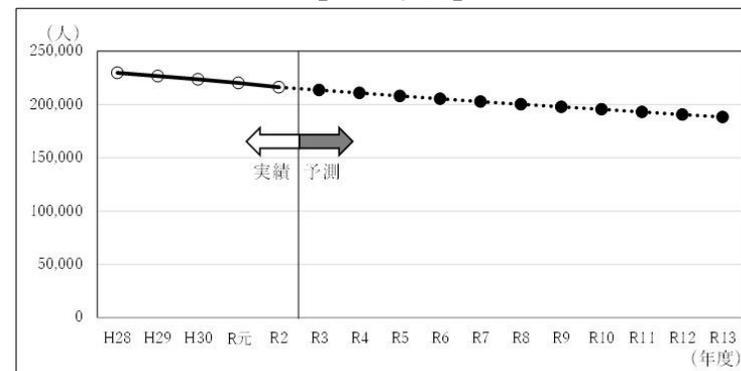
### (1) 人口の推計

平成28年度から令和2年度までの人口実績に基づき、令和13年度までの推計人口予測を示しています。本市の人口は、毎年約1.2%減少していくことが予測されています。

【本計画で用いた人口予測】

H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
実績値				推計値			
229,868	226,725	223,685	220,342	216,273	213,571	210,868	208,166
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
推計値							
205,463	202,761	200,334	197,908	195,481	193,055	190,628	188,288

【人口予測】



### (2) ごみ排出量の将来予測

平成28年度から令和2年度までの一人1日当たりの家庭ごみ、事業ごみの排出量に基づき、令和3年から令和13年度までの一人1日当たりの家庭ごみ、事業ごみの排出量及び各年度のごみ排出量を推計しました。人口減少により、ごみの排出量は減少すると予測されましたが、一人1日当たりの排出量は横ばい傾向であることから、減量化に向けた施策の実施が必要となります。

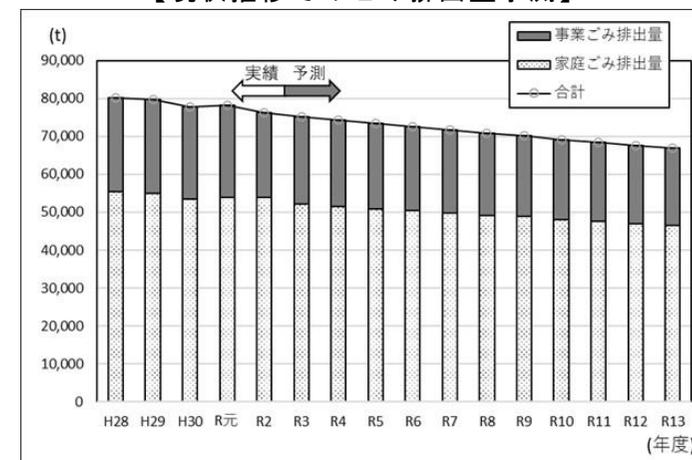
【ごみ排出量の将来予測（現状推移）】

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
	実績				推計			
推定人口 (人)	229,868	226,725	223,685	220,342	216,273	213,571	210,868	208,166
家庭ごみ一人1日当たり排出量 (g/人・日)	656	660	650	663	675	668	669	670
事業ごみ一人1日当たり排出量 (g/人・日)	292	296	295	299	279	295	295	295
一人1日当たり排出量合計 (g/人・日)	948	956	945	962	954	963	964	965
ごみ排出量推計 (t)	80,181	79,755	77,765	78,277	76,157	75,081	74,225	73,555

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	推計							
推定人口 (人)	205,463	202,761	200,334	197,908	195,481	193,055	190,628	188,288
家庭ごみ一人1日当たり排出量 (g/人・日)	671	672	673	674	674	675	675	676
事業ごみ一人1日当たり排出量 (g/人・日)	295	295	295	295	295	295	295	295
一人1日当たり排出量合計 (g/人・日)	966	967	968	969	969	970	970	971
ごみ排出量推計 (t)	72,472	71,581	70,779	70,164	69,159	68,342	67,521	66,911

【現状推移でのごみ排出量予測】



## (1) 基本理念

みんなで築く循環型社会「エコポリス・くれ」

## (2) 基本方針と施策体系

## ア 基本方針

基本方針1 ごみの発生抑制と減量化の推進

ごみの発生抑制と減量化のためには、市民・事業者・市それぞれが主体となり、ごみを出さない意識や社会づくりを推進していくことが必要となります。この意識の醸成のための支援や情報提供をしていくことにより、ごみの更なる発生抑制と減量化を進める社会の形成を図ります。

## 《関連するSDGs》

基本方針2 ごみの分別・資源化・適正処理の推進

排出されたごみの中には、依然として資源物となり得るものが多く含まれていることから、ごみと資源物の分別を徹底することで、ごみの資源化に大きな効果をもたらすことが期待されます。

今後、市民や事業者が分別・資源化に取り組みやすい仕組みづくりや新たな資源化手法の導入を更に進めていきます。

また、ごみの適正処理について市民・事業者に啓発し、ごみの不法投棄等の対策を引き続き実施します。

## 《関連するSDGs》

基本方針3 安定的で効率的なごみ処理体制の確保

適切な収集運搬体制の確保やごみ処理施設の管理・運営を行うとともに、施設整備・適正配置等を計画的に進め、ごみ処理過程において環境負荷の低減とコスト削減を実現しつつ、安定的で効率的なごみ処理体制を確保します。

また、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備を図ります。

## 《関連するSDGs》



## イ 施策体系

基本方針に基づく基本施策や取組事項を整理した施策体系を次のとおり示します。

基本方針	基本施策	取組事項
<b>1</b> ごみの発生抑制と減量化の推進    	(1) リフューズ※1・リデュース※2の推進	① リフューズ運動の推進(新規) ② 指定ごみ袋等によるごみの発生抑制(継続)
	(2) 食品ロスの削減	① 家庭や事業所における食品ロスの削減(拡充)
	(3) プラスチックごみの削減	① 市民によるプラスチックごみ削減の取組の推進(新規) ② 事業者によるプラスチックごみ削減の取組の推進(新規)
<b>2</b> ごみの分別・資源化・適正処理の推進     	(1) 資源化の推進	① 紙資源のリサイクル強化(新規) ② 拠点回収等の直接資源化の推進(拡充) ③ 資源集団回収の見直し・活性化(新規)
	(2) 新たな資源化品目の追加	① プラスチック類の分別・資源化(新規) ② 新たな品目の資源化(新規)
	(3) ごみの適正処理の推進	① ごみの適正処理に関する周知(拡充) ② 有害ごみ・危険ごみの分別・排出方法の周知徹底(拡充) ③ 不法投棄防止の対策(継続) ④ 野外焼却防止の対策(継続)
<b>3</b> 安定的で効率的なごみ処理体制の確保     	(1) 柔軟かつ効率的で持続可能な収集運搬体制の確保	① 柔軟な収集運搬体制の構築(継続) ② 効率的で持続可能な収集運搬体制の確保(継続)
	(2) 安定的なごみ処理体制の維持・構築	① 民間活力導入によるごみ処理施設の安定的・継続的な管理運営(継続) ② 災害に強い処理体制の構築(新規) ③ 非常時におけるごみ処理体制の構築(継続)
	(3) ごみ処理施設の適正配置の推進	① ごみ処理施設の整備・統廃合(継続)

※1 リフューズ(Refuse):買わない・断る(必要以上に買わない。レジ袋や包装紙, 弁当の割りばし・スプーンを断る。)

※2 リデュース(Reduce):減らす(詰め替え製品を買う。作りすぎに注意する。生ごみは水を切って減量する。)

### (3) 数値目標

#### ア ごみ総排出量の目標

令和13年度での総排出量の目標を令和2年度の実績である76,157tから約16.3%減の63,745tとします。

#### イ 一人1日当たりのごみ排出量の目標

令和13年度での目標を令和2年度の約3%減で925gとします。

#### ウ リサイクル率の目標

令和13年度での目標を令和2年度の13.1%から1.9ポイント向上させ15.0%とします。

#### エ 最終処分量及び最終処分率の目標

令和13年度での最終処分率の目標を、排出量に対して現状を維持して9.2%とし、令和13年度での最終処分量の目標を現状の6,979tから約16.0%削減し、5,865tとします。

【目標数値一覧】

	基準 R2		目標 R13
ごみ総排出量	76,157t	約16.3%削減	63,745t
一人1日当たりのごみ排出量	954g	約3.0%削減	925g
リサイクル率	13.1%	1.9ポイント向上	15.0%
最終処分量	6,979t	約16.0%削減	5,865t
最終処分率	9.2%	現状維持	9.2%

### (4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

#### ア 収集運搬計画

- ・収集運搬方法については、当面、現状の収集方式、収集頻度等を維持していくものとしますが、今後の排出状況や社会状況に応じて、見直しを行います。
- ・最適な配車計画を策定することにより、収集運搬業務の効率化を図っていきます。
- ・高齢化が更に進むと予想されることから、高齢者がいる世帯に対応したサービスの提供について検討します。

#### イ 中間処理計画

- ・施設の統廃合を進めながら、安定かつ効率的な中間処理体制を構築していきます。
- ・排出されたごみについては、二酸化炭素の排出抑制等の課題を踏まえ、本市の中間処理施設及び民間処理施設で極力減容・資源化することにより環境への負担をできるだけ軽減します。
- ・処理施設（資源化施設を含む。）の老朽化対策について検討し、ごみ処理施設の適正配置の推進を図るとともに、安定的なごみ処理を継続的に維持するために必要な整備を行っていきます。

#### ウ 最終処分計画

- ・周辺環境への影響を考慮しながら、施設運用について検討していきます。

#### エ その他の計画

- ・新型コロナウイルス感染症等の感染症が拡大した状況下において、ごみ処理体制を安定的に維持するため、感染防止対

策を講じるとともに、人員確保等の体制整備を行っていきます。

・リチウムイオン電池等に起因するごみ収集車や処理施設における発火事故等を未然に防止するため、市民、排出事業者等における適切な排出の促進に係る周知・広報活動を行っていきます。

## **(5) ごみの処理施設の整備に関する事項**

### **ア 芸予環境衛生センター**

現施設は、令和3年度末で稼働開始から25年が経過し、老朽化が進んでいるため、令和5年度末で現施設での焼却処理を終了し、クリーンセンターくれへ集約化します。焼却処理終了後、当面の間は、激変緩和措置として家庭ごみ等に限定した小規模な受入施設として運営した後、施設を廃止します。

### **イ クリーンセンターくれ**

現施設は、令和3年度末で稼働開始から19年が経過するため、将来にわたって安定的なごみ処理を継続するために必要な検討を行っていきます。

**(1) 生活排水処理の現況**

本市の生活排水処理率は令和2年度末時点で90.0%となっており、し尿及び浄化槽汚泥の発生量については、し尿の年間収集量は減少傾向、浄化槽汚泥の年間収集量は増加傾向にあります。

水環境、水質保全に関する状況については、本市が監視を行っている河川及び海域において、平成23年度から平成27年度にかけては、全ての調査地点で環境基準を達成していましたが、平成28年度以降は環境基準を達成できていない地点がみられています。

**(2) 生活排水処理の課題****ア 施設整備の推進及び処理体制の見直し**

建設が予定されている新たなし尿等前処理施設（以下「新施設」といいます。）の計画的な整備や、既存施設の廃止に伴う処理体制及び収集運搬体制の見直しを行っていく必要があります。

**イ 施設の適切な運転管理**

処理量に応じた適切な運転管理体制を確保していく必要があります。また、新施設の整備までには、老朽化している既存施設の機器及び設備等の計画的な点検・整備を進めていく必要があります。

**ウ 合併処理浄化槽等への転換の推進**

公共下水道等事業計画区域においては下水道処理施設等の整備を行い、それ以外の区域においては、単独処理浄化槽及びし尿くみ取りから合併処理浄化槽への転換を積極的に進めることで、生活排水処理率を向上させ、公共用水域への汚濁負荷の削減を図る必要があります。

**エ 良好な水環境づくりに向けた啓発**

環境基準に適合していない水域があるため、市民や事業者に対して、公共下水道及び集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽設置の必要性や水環境に関する情報の提供等を行う必要があります。

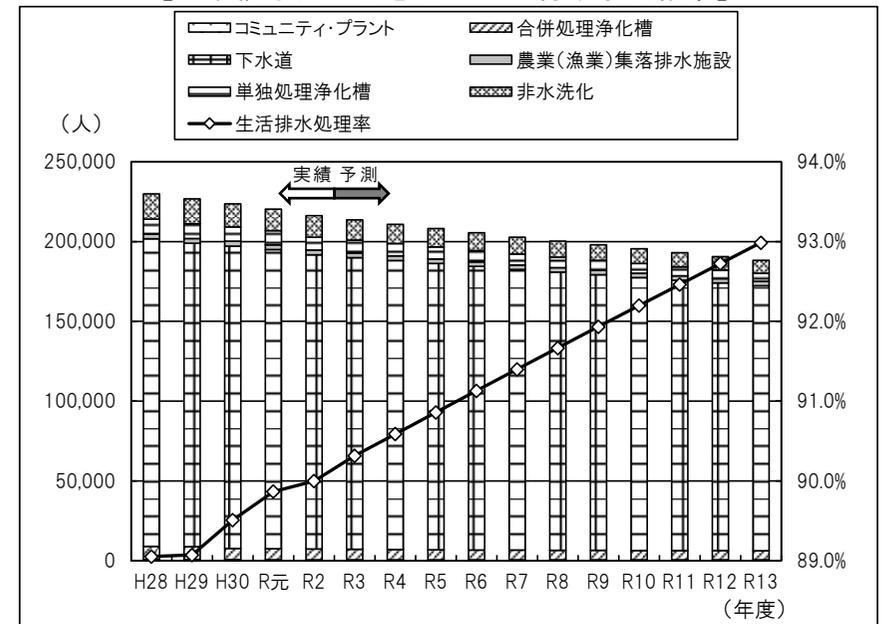
**(3) 生活排水処理の将来予測****ア 生活排水処理形態別人口の将来予測**

平成28年度から令和2年度までの人口実績に基づき、令和3年度から令和13年度までの生活排水処理形態別人口を予測しました。令和13年度には、計画処理区域内人口188,288人のうち、175,084人が水洗化・生活雑排水処理人口となっており、生活排水処理率は93.0%と予測しています。

【生活排水処理形態別人口の将来予測結果】

項目	年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
1 計画処理区域内人口		229,868	226,725	223,685	220,342	216,273	213,571	210,868	208,166
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口		204,704	201,948	200,220	198,015	194,642	192,889	191,023	189,140
ア コミュニティ・プラント		797	713	697	650	638	620	608	597
イ 合併処理浄化槽		8,183	8,174	6,998	6,873	6,697	6,531	6,396	6,280
ウ 下水道		192,717	190,076	189,515	187,492	184,422	182,833	181,133	179,397
エ 農業(漁業)集落排水施設		3,007	2,985	3,010	3,000	2,885	2,905	2,886	2,866
(2) 水洗化・生活排水未処理人口(単独処理浄化槽)		9,449	9,230	9,023	8,851	8,149	8,033	7,742	7,448
(3) 非水洗化人口		15,715	15,547	14,442	13,476	13,482	12,649	12,103	11,578
2 計画処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率		89.1%	89.1%	89.5%	89.9%	90.0%	90.3%	90.6%	90.9%
項目	年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
1 計画処理区域内人口		205,463	202,761	200,334	197,908	195,481	193,055	190,628	188,288
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口		187,239	185,322	183,639	181,942	180,229	178,502	176,760	175,084
ア コミュニティ・プラント		588	579	572	566	560	555	550	545
イ 合併処理浄化槽		6,179	6,088	6,013	5,946	5,883	5,825	5,771	5,722
ウ 下水道		177,627	175,831	174,247	172,641	171,015	169,370	167,706	166,101
エ 農業(漁業)集落排水施設		2,845	2,824	2,807	2,789	2,771	2,752	2,733	2,716
(2) 水洗化・生活排水未処理人口(単独処理浄化槽)		7,152	6,854	6,564	6,271	5,977	5,681	5,384	5,088
(3) 非水洗化人口		11,072	10,585	10,131	9,695	9,275	8,872	8,484	8,116
2 計画処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率		91.1%	91.4%	91.7%	91.9%	92.2%	92.5%	92.7%	93.0%

【生活排水処理形態別人口の将来予測結果】



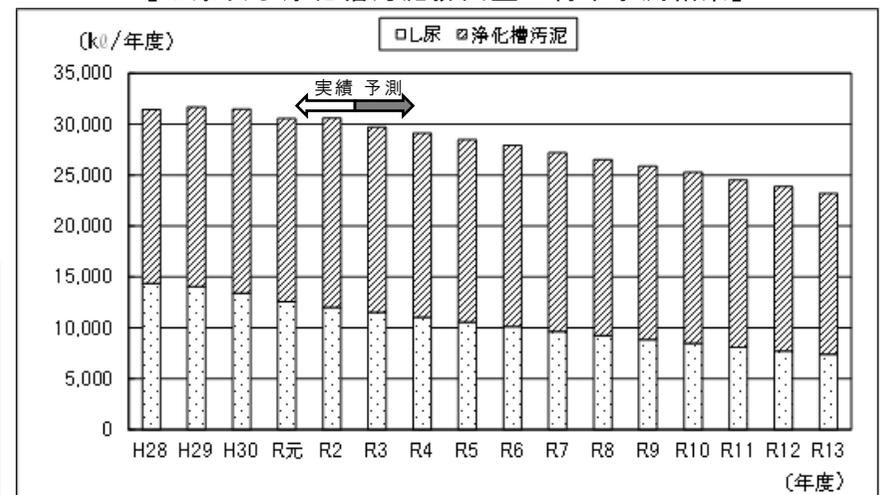
イ し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測

平成28年度から令和2年度までの人口実績に基づき、令和13年度までのし尿及び浄化槽汚泥排出量を予測しました。令和13年度には、し尿発生量が7,407kl/年、浄化槽汚泥排出量が15,800kl/年と予測しています。浄化槽汚泥は近年増加傾向にありますが、人口減少に伴い将来的には減少すると予測しています。

【し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測結果】

項目	年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
年間収集量(kl/年)	し尿	14,395	14,029	13,392	12,580	11,983	11,544	11,045	10,566
	浄化槽汚泥	17,030	17,638	18,078	17,965	18,620	18,166	18,070	17,922
	合計	31,425	31,667	31,470	30,545	30,603	29,710	29,116	28,488
項目	年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
年間収集量(kl/年)	し尿	10,132	9,660	9,246	8,848	8,488	8,097	7,743	7,407
	浄化槽汚泥	17,783	17,510	17,280	17,025	16,791	16,446	16,129	15,800
	合計	27,915	27,170	26,525	25,872	25,279	24,543	23,872	23,207

【し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測結果】



## (4) 基本理念・基本方針

### ア 基本理念

水質の保全及び快適で衛生的な生活環境の確保

### イ 基本方針

#### 基本方針 1 新施設整備の計画的な推進

し尿処理施設の老朽化が著しいことから、安定的かつ効率的な処理体制を目指し、新施設の建設を計画的に推進するとともに、既存施設の統廃合に伴う処理体制の変更について適切に対応していきます。

《関連する SDGs》



#### 基本方針 2 合併処理浄化槽の整備推進

公共下水道等の事業計画区域においては、下水道処理施設等の整備を行い、それ以外の区域においては、合併処理浄化槽の設置を推進します。

《関連する SDGs》



#### 基本方針 3 公共用水域の保全に関する普及啓発

単独処理浄化槽の設置者及びくみ取り世帯については、生活雑排水による水質汚濁の防止の観点から、公共下水道及び集落排水処理施設への接続又は合併処理浄化槽への転換を進めるとともに、適正な保守・点検について啓発・指導します。

《関連する SDGs》



### ウ 数値目標

将来予測結果を踏まえ、生活排水処理率を現状の90.0%から3ポイント向上させ、93.0%を目標とします。

【生活排水処理率の目標値】

	基準 R2		目標 R13
生活排水処理率	90.0%	3ポイント向上	93.0%

## (5) 生活排水処理基本計画

### ア し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画

計画の方針	将来予測の結果、本市で発生するし尿・浄化槽汚泥は減少傾向が見込まれることから、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図ります。
計画収集区域	原則として市内全域とします。
収集運搬	現行のとおり委託業者及び許可業者によって行います。ただし、新施設の整備及び既存施設の統廃合による収集運搬体制の見直しを適宜行います。

### イ し尿及び浄化槽汚泥の中間処理・再資源化計画

計画の方針	既存の処理施設等で引き続き適正処理を行うとともに、新施設の整備により安定的かつ効率的な処理体制を構築し、汚泥等の再資源化を図ります。
新施設の整備及び既存施設の統廃合	新施設は東部処理場内に整備予定であり、既存施設を段階的に統合していきます。令和6年度に安浦処理場、芸予環境衛生センター、新宮浄化センターへの搬入分を新施設で処理し、令和9年度に長門園への搬入分を新施設で処理する予定です。
汚泥等の再資源化	新施設では汚泥等を資源化し、助燃剤等としての有効利用を図ることで、循環型社会の形成を推進します。

### ウ し尿及び汚泥の最終処分計画

計画の方針	既存の処理施設等で引き続き適正処理を行うとともに、新施設においてもこれまでと同様に汚泥等を再資源化し、最終処分量を削減します。
現行の体制における最終処分	し尿及び一部の脱水汚泥はクリーンセンターくれで焼却しており、焼却により生じる埋立物はエコ・グローブくれで埋立処理を実施しています。新施設の整備までは現行の体制で引き続き適正処理を行っていきます。
新施設整備後における再資源化	新施設の整備後も、し尿はクリーンセンターくれで焼却し、焼却により生じる埋立物はエコ・グローブくれで埋立処理を実施しますが、新施設において汚泥等を資源化し助燃剤等とすることで、再資源化を図ります。

### エ 市民に対する広報・啓発活動

活動の方針	生活排水の適正処理及び水環境の保全のため、市民の生活排水処理に対する意識を広報・啓発活動により向上させます。
公共下水道等の処理施設への早期接続	公共下水道及び農業（漁業）集落排水施設の整備区域内の世帯に対し早期の接続を促し、生活排水処理率の向上を図ります。
合併処理浄化槽の整備推進及び浄化槽の適正管理の普及啓発	生活雑排水が水質汚濁の原因の一つであることを市民に啓発するとともに、浄化槽設置助成事業により合併処理浄化槽の設置を推進します。また、浄化槽管理者に対する保守点検や清掃の実施、法定検査の受検の徹底などについて、市のホームページ等により普及啓発を行います。

## 8 呉市一般廃棄物処理基本計画（案）に対する市民からの意見募集について

### (1) 意見を募集する案件名

呉市一般廃棄物処理基本計画（案）

### (2) 意見募集期間等

- ア 公表期間 令和3年12月27日（月）から  
イ 募集期間 令和3年12月27日（月）から  
令和4年 1月25日（火）まで（30日間）

### (3) 計画案の周知方法

- ア 呉市ホームページ  
イ 呉市役所7階環境政策課窓口及び1階シビックモール（国際ソロプチミスト呉広場）、各市民センター（支所）窓口における配布

### (4) 意見書の提出

意見書に必要な事項（意見内容並びに住所、氏名及び電話番号）を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請又は持参（環境政策課及び各市民センター（支所）の窓口）により提出

### (5) 意見の公表場所

呉市ホームページ、呉市役所7階環境政策課窓口及び1階シビックモール（国際ソロプチミスト呉広場）、各市民センター（支所）窓口

### (6) 今後のスケジュール

12月下旬	呉市ホームページで意見募集の告知
12月27日	意見募集の開始
1月上旬	市政だより2月号で意見募集の告知
1月25日	意見募集の締切
2月上旬	呉市廃棄物審議会（諮問・答申）
3月上旬	民生委員会への意見募集結果及び最終計画案の報告
3月下旬	計画の策定並びに意見募集結果及び計画の公表